
**北斗市こども計画・
第3期子ども・子育て支援事業計画
(仮称)
の概要について**

**令和6年8月
北斗市**

1 国の動向

(1) これまでのこどもに関する福祉行政の取組

- 近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。
- こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

■こども支援を取り巻く主な法令等

- **少子化社会対策基本法（H15.9.1施行）**
⇒ 同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定
- **次世代育成支援対策推進法（H17.4.1施行）**
※当初10年間の時限法として成立したが、令和16年度まで有効期限が延長（現在は計画策定は任意化）
- **子ども・若者育成支援推進法（H22.4.1施行）**
⇒ 同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」（H22.10）策定
- **子どもの貧困対策の推進に関する法律（H22.4.1施行）**
⇒ 同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」（H26.8）策定
- **子ども・子育て支援法（H27.4.1施行）**
⇒ 同法に基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定義務化

(2) こどもを取り巻く環境の現状

- 前述の通り、我が国ではこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。
- また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立、女性のL字カーブ問題等のこどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

(3) こども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。
- 同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。
- また、「こども基本法」に基づき、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

■こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

・定義（第2条関連）

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

・地方公共団体の責務（第5条関連）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

・都道府県こども計画等（第10条関連）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

⇒ 既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することが可能

・こども等の意見の反映（第11条関連）

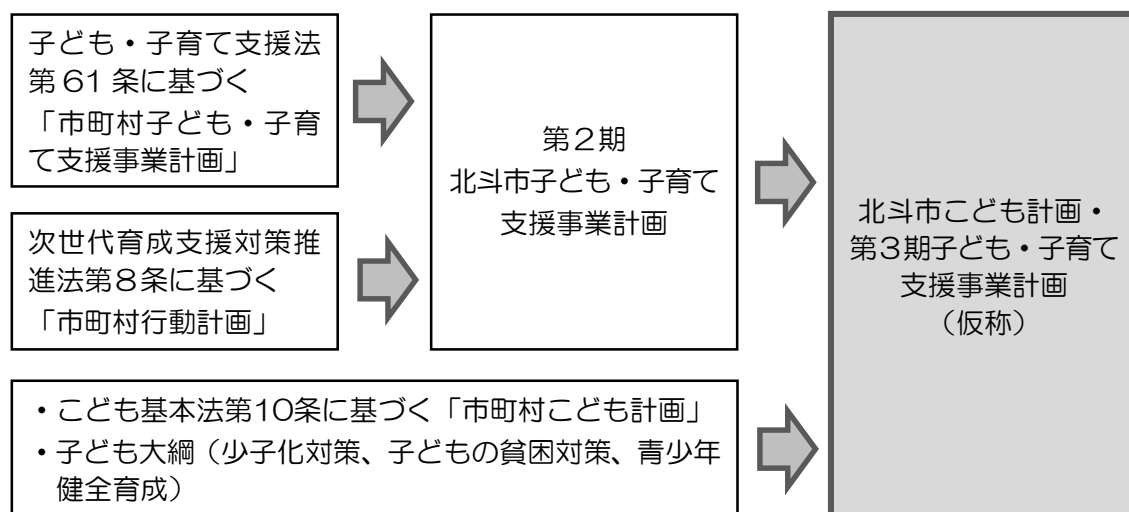
国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 「北斗市子ども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画（仮称）」の概要

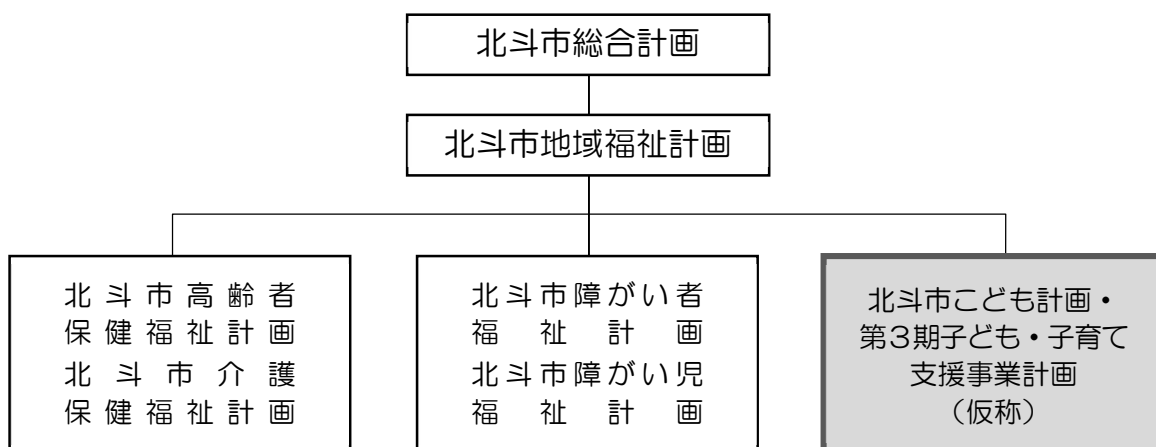
（1）計画の位置付け

- 現行計画である「第2期北斗市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定した計画となっています。
- さらに、市のまちづくりの総合的指針である「北斗市総合計画」や「北斗市地域福祉計画」を上位計画として、子ども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための部門別計画となるものです。
- 新たに策定する「北斗市子ども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画（仮称）」では、国の子ども大綱や子ども基本法を勘案し、現行計画に新たに少子化対策の内容を含め、子ども施策を総合的に推進するものです。

■北斗市子ども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画（仮称）の位置付け



■北斗市子ども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画（仮称）と他計画との関係



(2) 計画期間

- 本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
- なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
第2期 北斗市子ども・子育て支援事業計画					北斗市子ども計画・ 第3期子ども・子育て支援事業計画 (仮称)				
					必要に応じて見直し				

(3) 計画の対象

- 子ども基本法第2条において「子ども」は、「心身の発達の過程にある者」とされており、年齢による定義はありません。
- 「若者」については、法令上の定義はありませんが、子ども大綱では、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）の者とされています。
- 本計画においても一定の年齢上限は定めないものとしませんが、子ども施策として取り組む施策や事業は主におおむね30歳未満を対象とすることとします。

(4) 計画の策定体制

- 本計画の策定にあたっては、北斗市子ども・子育て会議を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行います。

■計画策定体制

